

河長監第164-2号

令和4年3月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

浦山 宣之

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

自治安全部

第2 監査対象期間

令和2年度及び令和3年度（定期監査実施時まで）

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和3年12月23日（木）から令和4年
3月14日（月）まで

(2) 委員監査 令和4年3月25日（金）

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<自治協働課>

現金出納事務等の取扱いについて

自治協働課は、複数の施設を所管していましたが、その現金出納事務等の取扱いについて、次の事項が見受けられました。

- (1) 使用料の領収スタンプが古くなり、不鮮明でした。
- (2) 使用料の還付で現金出納簿にマイナス表示の記載が1ヶ所ありました。
- (3) 令和3年3月31日に会計管理者に返納されたつり銭の記載が現金出納簿に記載されていませんでした。
- (4) 令和2年度の還付に係る現金出納簿に取扱者印と出納員確認印

がもれているものがありました。

(5) 使用料の減免について、根拠条項が決裁に記載されていません
でした。

自治協働課は、適正な現金出納事務等を行う必要があります。